

人権・同和教育推進のための 研修資料



令和7年3月
愛媛県教育委員会人権教育課

【表紙】 えひめいじめ STOP ! デイ plus ライブ授業の様子
(令和6年11月21日 松前総合文化センター)

はじめに

近年、学校や行政の現場において、新規採用者や退職者の増加により世代交代が進む中、人権・同和教育主任や社会教育担当者も若年層が増加しています。そのため、「研修をどう進めたらよいか分からない」等の意見が多く聞かれます。

そこで、今年度は、経験の少ない教職員や社会教育担当者が、研修などの機会で活用できる具体的・基礎的内容を盛り込み、学校や地域における人権・同和教育の推進に役立つ研修資料を作成しました。人権課題は、「同和問題（部落問題）」と「子どもの人権」を取り上げます。

同和問題（部落問題）については、2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」において、現在もなお部落差別が存在することが明記され、差別解消に向けた様々な取組がなされてきました。しかしながら、結婚差別やインターネットを使っての誹謗中傷など、依然として差別が根強く存在しています。部落差別の解消を目指す教育を推進するためには、その時々の社会の状況に応じた研修も重要です。

次に、「子どもの人権」については、いじめ、虐待、ヤングケアラー等の問題により、幸福な生活を送る権利が侵害され、安心した暮らしが保障されない子どもたちがいます。国は2023（令和5）年4月に「こどもまんなか社会」の実現を目指して、「こども家庭庁」を設置し、同時に「こども基本法」を施行しました。また、2021（令和3）年以降、毎年改定されている「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」においても、子どもの人権は重要な課題として大きく取り上げられています。

これらの人権課題の解決に向けて、問題を理解し、それぞれの立場で実践を積み重ねられるよう、ぜひこの資料を、教職員研修や授業、社会教育の研修の場で積極的に御活用いただくことを願っています。

最後になりましたが、本資料の作成に御尽力いただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

愛媛県教育委員会人権教育課長

目 次

はじめに

I 同和問題（部落問題）

【基礎知識】	1
【研修例】	
水平社創立に学ぶ	6
結婚差別解消に向けて	8
就職差別解消に向けて	10
インターネット上の部落差別解消に向けて	12

II 子どもの人権

【子どもの人権について】	14
--------------	----

いじめ

【基礎知識】	16
【研修例】	
いじめの認知	21
いじめの問題に対する認識	23
いじめへの対応	25

児童虐待

【基礎知識】	27
【研修例】	
児童虐待の早期発見のために	30
児童虐待への適切な対応のために	31

ヤングケアラー

【基礎知識】	34
【研修例】	
ヤングケアラーについて（学校教育）	37
ヤングケアラーについて（社会教育）	38

I 同和問題（部落問題）

【基礎知識】

1 同和問題（部落問題）とは

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題です。

（「同和対策審議会答申」参照）

指導者として大切な視点～「差別の現実から深く学ぶ」～

同和問題（部落問題）は、人の命にも関わる大きな問題です。「差別の現実から深く学ぶ」とは、（児童生徒、住民など）一人ひとりの生活背景に向かい、どのような暮らしの中でどのように育ち、どのような思いで学校（仕事）に来ているのか（生活しているか）、さらに、保護者や地域の人々はどのような願いや思いをもって生きてきたのか、事実から学び、それを教育・啓発に組み入れる営みです。そして、差別の実態を知り、それを自らの痛みとして受け止め、差別解消に立ち向かう人間として変容していくために学ぶことです。

2 歴史的経緯（指導に役立つ「同和問題学習基礎資料」平成30年3月から一部抜粋）

(1) 中世の社会的差別【平安末～鎌倉～室町】

この時代、河原に居住する者は「河原者」と称されるようになりました。彼らは、ケガレに触れ、それを清める特別な力をもつ者、不思議な力をもつ者、社会に必要な人々として「畏敬」（おそれうやまう）された一方で、自分たちとは違う存在として「恐怖」（おそれおののく）され、人々の日常生活から排除される対象でもありました。

Q ケガレとは？

当時の人々は、天変地異・死・出血など、通常の状態に変化をもたらす力をケガレと呼びました。



(2) 制度としての差別の確立【戦国～安土・桃山～江戸初期】

戦国時代には下剋上の風潮が強まり、身分の流動化が激しくなりました。戦国時代が終わる頃、豊臣秀吉が全国統一を行う過程で、検地や刀狩、身分統制令などの法令が出され、身分の再編成が進みました。

江戸時代になると徐々に身分制度が確立していきます。宗門改帳などを通して人々の身分・住居・職業が固定化されました。その中で「かわた」

「ひにん」と呼ばれる被差別の身分が形成されました。彼らは特定の土地に住まわされ、居住地の移動はもとより、他の身分の人々との交流も厳しく制限されることになりました。こうして近世の被差別部落が成立するとともに、彼らは制度的に「社会から排除される存在」として位置付けられました。

(3) 差別の強化【江戸中期以降（元禄年間～幕末）】

17世紀半ばになると、「かわた」の呼称がほとんど使われなくなり、「えた」の呼称に統一されたことがうかがえます（地域差は存在します）。江戸幕府は、中世の頃から人々の中に存在していたケガレ觀や賤視觀を基盤にして、身分の差を強化したのです。さらに、この時期を境にして、幕府や藩から服装や髪型の規制などの具体的な差別政策が打ち出されていきました。

(4) 太政官布告（「解放令」）【明治】

1869（明治2）年に、明治政府は封建的な身分制度に代わり、公家・大名を華族、武士を士族、百姓・町人を平民とする新しい身分制度を創設しました。1871（明治4）年には被差別身分の廃止などを記した太政官布告を出し、被差別身分の人々も制度上は解放されました。これが、いわゆる「解放令」です。しかし、この後も職業、結婚等の面で差別は根強く続きました。これに対して、「解放令」をよりどころとして、差別からの解放を求める動きが各地で起こりました。

(5) 水平社運動【大正】

被差別部落の人々は、差別と闘い、平等な社会を実現するために自分たちが団結し、人としての尊厳を取り戻すため、1922（大正11）年に全国水平社を創立しました。その際出された全国水平社創立大会宣言には、差別意識の本質を見抜き、社会を構成する一員として人間の尊厳を訴える被差別部落の人々の願いが込められています。

(6) 同和対策審議会答申　—国民的課題として—【昭和】

同和問題（部落問題）に対する国民的な関心の高まりの中で、1960（昭和35）年、政府は同和対策審議会を設置し、同和問題解決のための総合的な施策を行うことになりました。この審議会は、約4年間にわたって部落差別の実態についての全国調査を行い、1965（昭和40）年にその調査結果と今後の対策の基本方針を答申として内閣総理大臣に提出しました。この答申が同和対策審議会答申です。わが国の同和対策の原点であり、国が「部落差別の解消を国策として取り組む」ことを確認した、歴史的にも価値ある文書です。

(7) 同和対策事業【昭和～平成】

同和対策審議会答申に基づいて、1969（昭和44）年に同和問題の解決を目指す初めての法律となる「同和対策事業特別措置法（同対法）」が10年間を期限とする時限立法として成立しました。

この「同対法」は3年間延長され、期限を迎えた後、1982（昭和57）年に「地域改善対策特別措置法（地対法）」が5年間の時限立法として成立しました。同和地区だけでなく、周辺の地域も含めた環境の整備を行うとともに、周辺住民の差別意識や偏見などによるねたみ意識の解消を目指した啓発事業を行いました。

さらに「地対法」が期限を迎えた後、1987（昭和62）年には「地域改善対策特定事業に関する国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が成立し、特定事業（生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実など）を行いました。「地対財特法」は2002（平成14）年3月31日をもって失効し、1969年から続いた特別対策としての同和対策事業は終了しましたが、その後、一般対策事業に引き継がれ、現在も差別解消の取組は続けられています。

(8) 部落差別の解消の推進に関する法律【平成】

これまで同和問題（部落問題）の解決を目指し長年にわたり様々な取組が進められてきました。しかしながら、結婚差別をはじめとする差別が今なお存在し、最近では情報化に伴うインターネットなどによる新しい形態での差別が生じています。

こうした中、「部落差別の解消の推進に関する法律」が2016（平成28）年12月16日に公布・施行されました。一般的に「部落差別解消推進法」と呼ばれます。本法律は、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」を目的としています。

3 関連事項解説

○ 「人権・同和教育」

愛媛県教育委員会では、2001（平成13）年度から、関連する事業名や教育の取組について「人権・同和教育」という呼称を用い、2013（平成25）年度に「愛媛県人権・同和教育基本方針」を策定しています。

この基本方針に基づき、これまで培ってきた同和教育の成果や視点を継承し、人権教育全体の幅広い取組に学びながら人々の人権尊重の意識を高めることによって、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す教育として「人権・同和教育」と呼んでいます。（「人権・同和教育の手引」参照）

○ 「寝た子を起こすな」（の誤り）

“寝た子”とは「同和問題（部落問題）を知らない人」、“起こすな”とは「知らせるな・教えるな」という意味に使われ、人権・同和教育を行わず、「そっとしておいた方がよい」といった考えです。

今なお、部落差別が存在し、それによって新たな差別意識や偏見がもたらされることを考えれば、私たちには「正しく起こすことと、間違って起きた人を「起こし直す」ことが求められます。そのためにも、私たちは差別解消に向けて学び続ける必要があります。

○ 「就職差別につながるおそれのある項目（事項）」（「14項目（事項）」） 〔高等学校人権問題学習資料 人間の輪（愛媛県人権教育協議会編）より〕

項目		就職差別につながる理由
1	戸籍謄（抄）本の提出	本籍、家族関係を詳しく知ることは、本人の能力・適性及び意欲にまったく無関係であります。
2	社用紙の使用	採用選考は応募者の職務能力を基本に行われるべきであり、家庭環境や家族の職業、資産の有無などは就職選考に際しては不要であり、プライバシーを侵害するおそれがあります。
3	身元（家庭）調査	
4	家族の職業、家族の続柄、家族の健康	
5	家族の地位、学歴、収入	
6	家族の資産	
7	住居状況	
8	宗教	これらは憲法で保障された「信教」、
9	支持政党	「思想及び良心」、「信条」の自由等を
10	生活信条	侵害するおそれがあります。
11	尊敬する人物	尊敬する人物をとおして、生活信条や思想を調査することになります。
12	思想	憲法で保障された思想及び良心の自由を侵害するおそれがあります。
13	本籍、生まれ育った場所、自宅までの道順	出生地や育ったところは、本人の責任に帰さないことであり、特定地域（同和地区等）出身者を排除しようとする意図がうかがわれます。
14	生活環境に関する作文 (生い立ち、私の家庭、父・母を語るなど)	作文を通して①～⑬の項目を調査することになります。

本人の適正・能力を判断する上で関係のない項目（事項）をさします。

○ 「部落地名総監」

1975（昭和 50）年頃、全国の被差別部落の所在地などを記載した冊子（部落地名総監）が発行され、相当数の企業が購入していたことが分かりました。これらの冊子はすぐに回収され処分されましたが、掲載されていた「情報」は企業での採否決定に利用されるなど就職差別につながるもので、当時大きな社会問題となりました。それが現在では、ウェブサイトに被差別部落の地名や風景の写真などを掲載される事案が起きており、差別を助長するものとして裁判にもなっています。

○ 「同和問題」の表記

愛媛県教育委員会では、これまで愛媛県人権施策推進基本方針に沿って、「同和問題」と表記してきましたが、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行や法務省での「部落差別（同和問題）」の表記、また県内の関係団体で「部落問題」の表記が使用されているなどの現状に鑑み、「同和問題」の表記について検討を進めているところです。こうした状況から、本資料においては、「同和問題（部落問題）」と表記しています。

4 研修の概要

(1) 水平社創立に学ぶ（p.6）

1922（大正 11）年の全国水平社創立により、愛媛県においても反響が表れ始めました。またこの年、県内で数多くの差別事件が発生しました。これに対して、差別撤廃の要求と糾弾が日増しに高まりました。

翌年の 1923（大正 12）年、現在の東温市において有志が全国水平社支部を結成しました。のちに愛媛県水平社本部と改称され、その後県内各地に支部が結成されました。愛媛県水平社本部は、他県の水平社と連携とともに、労働者や農民と連携を図りつつ、差別解消に取り組みました。

水平社運動が全国へ広がっていったことやその思いが現在の差別をなくする取組につながっていることを理解できるような研修を目指しています。

(2) 結婚差別解消に向けて（p.8）

結婚差別とは、家柄や社会的地位、被差別部落出身であるというなどの理由により、不合理な差別を受けたり、結婚を反対されたりすることです。

差別意識によって結婚が妨げられるとすれば、妨げられた人の心は大きく傷付けられ、時には命に関わる問題につながることがあります。普段「自分は差別などしない」という人でも、いざ身内の問題になると正しい判断ができなくなることがあります。このことから、結婚差別に関する問題をあらゆる立場から解決しようとする態度を身に付けるような研修を目指しています。

(3) 就職差別解消に向けて (p.10)

進路保障の取組は、被差別部落の子どもたちをはじめ困難な状況に置かれた子どもたちはもちろん、全ての子どもたちに関わる課題として取り組まれてきました。今後も、同和問題（部落問題）をはじめとする様々な人権問題に直面する子どもたちへの配慮を基本に置きながら、全ての子どもたちへの学習機会の保障と自己実現の支援という視点から推進されなければなりません。

本研修では、公平・公正な採用を目指すための理解を深める研修を目指しています。

なお、p.11 のワークシートの次の項目については、就職差別につながるおそれがあります。

【本人の能力・適正及び意欲に全く無関係であるもの】

②親の住所 ⑯親友 ⑰家族状況 ⑰両親の住居 ⑱会社の知人

【憲法で保障された「信教」「思想及び良心の自由」を侵害するおそれがあるもの】

⑧購読新聞 ⑨宗教 ⑩支持する政党 ⑪尊敬する人物

【本人の能力を発揮するチャンスを否定的に捉えがちになるため、使わないように配慮するもの】

⑬長所・短所の「短所」

(4) インターネット上の部落差別解消に向けて (p.12)

2016（平成28）年に施行された「部落差別解消推進法」では、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とし、インターネット上の差別の深刻化を指摘しています。

例えば、動画投稿サイトに特定の地域を被差別部落であると指摘するような動画を掲載し続けていたという事例があります。法務局や自治体、運動団体などが、この動画の差別性を訴え続け、国からの通知を踏まえてようやく削除されたものもありますが、全てではありません。

差別の加害者や被害者となる場合も想定され、様々な場面で適切な対応が求められています。本研修を通して、望ましい対応を考えたいと思います。

【研修例】水平社創立に学ぶ

1 ねらい

水平社を創立した人々の思いに迫り、水平社創立の歴史的な意味について考え、時代背景を把握し、水平社運動が全国へ広がっていったことやその思いが現在の差別をなくする取組につながっていることを理解する。

2 手 法 ワークショップ

3 対 象 教職員、行政職員

4 研修内容 (60 分)

時間（分）	研 修 内 容	留 意 点
10	1 全国水平社が創立された当時の時代背景を確認する。	<ul style="list-style-type: none">○ 大正デモクラシーによる労働運動、農民運動、女性運動などが全国へ広がるなど、それぞれの運動を起こした人々の思いを想起しながら時代の流れを確認できるようにする。
15	2 資料、幸せへの道第108号を見て水平社創立の歴史的な意義について話し合う。	<ul style="list-style-type: none">○ 差別をなくそうと立ち上がった人々の生き方や思いについて想像できるようにする。
15	3 水平社運動が全国へと広がっていく中での、愛媛県の水平社運動について理解する。	<ul style="list-style-type: none">○ 水平社運動が全国へと広がり全国水平社創立大会の翌年に愛媛県にも水平社支部がつくられたことを理解する。
20	4 水平社運動から自分が学んだことを話し合う。	<ul style="list-style-type: none">○ 水平社運動の精神が現在の人権を守る取組につながっていることを理解するために、参加者の学びを聞き共感したり、違いに気付いたりしながら自分の学びを深められるようにする。

5 準備物

ワークシート

6 参考資料

愛媛県教育委員会人権教育課 人権・同和教育資料

指導に役立つ「同和問題学習 基礎資料」(平成30年3月)

幸せへの道「人権・同和教育だより第108号 同和問題解決のためにⅢ」

7 ワークシート

水平社創立に学ぶ

- 1 全国水平社が創立された当時の時代背景を確認しよう。

1905（明治38）年	日露戦争後のポーツマス条約に反対する運動
1916（大正5）年	吉野作造による民本主義の提唱 大正デモクラシーにより、労働運動、農民運動、女性運動などの社会運動が広がる
1918（大正7）年	米騒動が全国に及ぶ
1922（大正11）年	全国水平社の創立

- 2 差別をなくようと立ち上がった人々の生き方や思いはどのようなものだったのだろう。

- 3 愛媛県にも水平社支部がつくられた経緯について知ろう。

- 4 水平社運動から自分が学んだことは何か、グループで共有しよう。

【研修例】結婚差別解消に向けて

1 ねらい

様々な調査結果から、部落差別が顕著に表れる一つに結婚差別が挙げられている。あらゆる差別を見抜き、結婚に関する差別問題を自ら解決しようとする態度を身に付ける。

2 手法 ディスカッション

3 対象 教職員、行政職員、住民

4 研修内容 (60分)

時間(分)	研修内容	留意点
10	1 各市町の現状や、現在も残る差別について考える。	<ul style="list-style-type: none">○ 同和教育の成果や課題について考えられるよう、各市町の意識調査等の結果を活用する。○ 市町で実施していない場合は、内閣府「人権擁護に関する世論調査」の結果等を活用する。
20	2 身元調査について考える。 (1) 身元調査とは (2) 身元調査の差別性 (3) 身元調査に出合ったら	<ul style="list-style-type: none">○ 身元調査の差別性について理解する。○ 身元調査お断り運動のステッカーを配布している市町は、実践化を図るために協力を促し、その行為が差別を許さない意思表示につながることを押さえる。
20	3 自分や自分の周りで結婚差別が起きた時の対応について様々な立場から考える。	<ul style="list-style-type: none">○ 立場は変わっても、結婚に関する差別を自ら解決しようとする態度の重要性に気付くようとする。
10	4 研修のまとめを行う。	<ul style="list-style-type: none">○ 結婚差別の解消に向けて、自分たちにできることについて、各グループで考えた意見を集約する。

5 準備物

ワークシート、各市町実施の意識調査

6 参考資料

愛媛県人権教育協議会編「人間の輪」

愛媛県教育委員会人権教育課

「身元調査には協力しないようにしましょう！」

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)

(<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/>)

法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る調査結果報告書」

(令和2年6月)

(<https://www.moj.go.jp/content/001327359.pdf>)



7 ワークシート

結婚差別解消に向けて

- 1 地域の現状を知り、現在も残る差別について考える。

- 2 身元調査について考える。

(1)身元調査とは

(2)身元調査の差別性について考える

(3)身元調査に出合ったら

- 3 結婚差別が起きた時の対応について考える。

- 4 研修のまとめ

【研修例】就職差別解消に向けて

1 ねらい

就職差別は現代も依然として残り、就業先を決定する際、誰もが直面する可能性のある問題である。誰もが就職差別に柔軟かつたくましく対応できるようにするためにも、就職差別の不合理さとそれに対する対応についての理解を深める必要がある。

本研修は、全国高等学校統一応募用紙を使用するようになった経緯を学び、社用紙の問題点を話し合うことで、公平・公正な採用を目指すための理解を深める。

2 手 法 ワークショップ

3 対 象 教職員、行政職員、住民

4 研修内容（60分）

時間（分）	研 修 内 容	留 意 点
5	1 全国高等学校統一応募用紙が使用されるようになった経緯を知る。	○ 「就職差別につながるおそれのある項目（事項）」（以下「14項目（事項）」）については研修のまとめで取り扱う。
20	2 ワークシートを用いて、社用紙の問題点について考える。 (個人→小集団→全体)	○ 本人の能力・適正・意欲に関する以外の内容について気付くことができるようとする。
25	3 全国高等学校統一応募用紙の内容について社用紙と異なる点を確認する。 (小集団)	○ 異なる点を確認することで、就職差別の不合理さと対応についての理解を深められるようとする。
10	4 「14項目（事項）」について確認し、「答えない・書かない・提出しない」ことが全ての人の人権を尊重することにつながることを理解する。 (小集団)	○ 「14項目（事項）」に関わるような内容がないか判断できるようとする。

5 準備物等

ワークシート、社用紙、全国高等学校統一応募用紙

6 参考資料

愛媛県人権教育協議会「部落問題に関する用語集」

愛媛県高等学校教育研究会人権・同和教育部会「平成29年度会報第46号」

7 ワークシート

就職差別解消に向けて

1 全国高等学校統一応募用紙が使用されるようになった経緯

1970（昭和 45）年前半まで全国で使用されていた、いわゆる「社用紙」（会社が独自に様式を定めた応募用紙）への記載事項では、本人の能力や責任、努力と無関係なことを求められることがあり、それにより合否が決められることがあった。

こうした差別を生み出す可能性のある社用紙を撤廃するために、近畿統一用紙が制定された。この動きは全国に広がり、1973（昭和 48）年3月に労働省（現：厚生労働省）、5月に文部省（現：文部科学省）が全国高等学校長協会で定めた「全国高等学校統一用紙」を使用するよう通達を出すに至り、全国化が実現した。しかし、面接などの際には、差別的な質問が今も残っており、その解消に向けた具体的な対応が早急に求められている。

2 下はある会社の昔の社用紙の質問事項です。「適切でない」と思う項目に×、「適切である」と思う項目に○を記入してください。また、×の場合は、その理由も書いてください。

番号	項目	○×	理由
①	本人の住所		
②	親の住所		
③	学歴・職歴		
④	学業成績		
⑤	得意教科		
⑥	出欠状況		
⑦	趣味・特技		
⑧	購読新聞		
⑨	宗教		
⑩	支持する政党		
⑪	尊敬する人物		
⑫	部活動(主な成績)		
⑬	長所・短所		
⑭	志望動機		
⑮	親友		
⑯	家族状況		
⑰	両親の住居		
⑱	会社の知人		

※ 解答は、p.5 の「基礎知識 4 研修の概要（3）」を参考にしてください。

【研修例】インターネット上の部落差別解消に向けて

1 ねらい

近年、インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、特定の地域を被差別部落であると指摘するような書き込みや動画投稿が問題となっている。インターネット上の書き込みや動画は、多くの人の目に触れる可能性があり、差別の加害者や被害者となる場合も想定され、様々な場面で適切な対応が求められる。本研修を通して望ましい対応の方法を考える。

2 手法 ワークショップ、ロールプレイング

3 対象 教職員、行政職員

4 研修内容（60分）

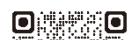
時間（分）	研修内容	留意点
10	1 ○○市（町）の市（町）民意識調査の結果から、インターネット上の部落差別について考える。	<ul style="list-style-type: none">○ インターネット上の部落差別等に関する人権侵犯事件数は増加傾向にあることを理解できるよう、各市町の意識調査を活用する。○ 市町で実施していない場合は、内閣府「人権擁護に関する世論調査」の結果等を活用する。
20	2 事例について考える。適切な対応方法について話し合う。 (個人→小集団)	<ul style="list-style-type: none">○ 児童生徒から、動画の内容やその動画を見て何を思ったかを聞き、大人に質問するに至った背景を確認する。
20	3 事例について考える。対応方法を発表し、全体で検証する。	<ul style="list-style-type: none">○ 誤った情報に惑わされることなく、正しく判断し、差別を解消するために誰かが対処するのを待つのではなく、自らが行動しようとする意識を高める。
10	4 まとめをする。	<ul style="list-style-type: none">○ 望ましい対応方法を考える。

5 準備物等

ワークシート、各市町実施の意識調査

6 参考資料

各市町の人権問題に関する市民意識調査



内閣府「人権擁護に関する世論調査」(令和4年8月調査)



(<https://survey.gov-online.go.jp/r04/r04-jinken/>)

法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る調査結果報告書」



(令和2年6月)



(<https://www.moj.go.jp/content/001327359.pdf>)



7 ワークシート

インターネット上の部落差別解消に向けて

インターネット上に部落差別を助長するような動画投稿や書き込みがあることが問題となっている現代、正しい対応ができる力を付けていかなければならぬ。また、このような情報は子どもたちが見て間違った知識を身に付けてしまうことだけでなく、差別の被害者や加害者となる可能性も危惧される。本研修を通して、望ましい対応ができるように共通理解を図りたい。

【事例】についての対応を考える

子どもが「動画投稿サイトで〇〇地区が同和地区であるという動画を見たのですが、同和地区は私たちの地域にもあるのですか」と質問してきました。あなたはどのような対応を取りますか。

8 回答例

「どこに同和地区はありますか」「〇〇地区は同和地区ですか」等、似た質問があります。

そのような質問があった場合、まず、「なぜ知りたいか」を確認します。その情報によって今なお差別に苦しむ人たちをさらに苦しめたり、差別が繰り返されたりすることも考えられます。

質問してきた子どもの思いを聞き取り、差別をなくしていくためには場所を特定する必要はないことを確認するなど、この質問を出発点として差別の解消に向けて行動できる子どもを育てていくことが重要です。

そのためには、地域との連携や人権・同和教育の学習の在り方を見直すとともに、質問に対し、理論的に答えられるように研修を重ねることが大切です。

II 子どもの人権

【子どもの人権について】

子どもにも大人と同様に基本的な人権が保障されています。人格をもつ権利の主体として、子どもの人権の尊重や擁護に向けて取り組まなければいけません。

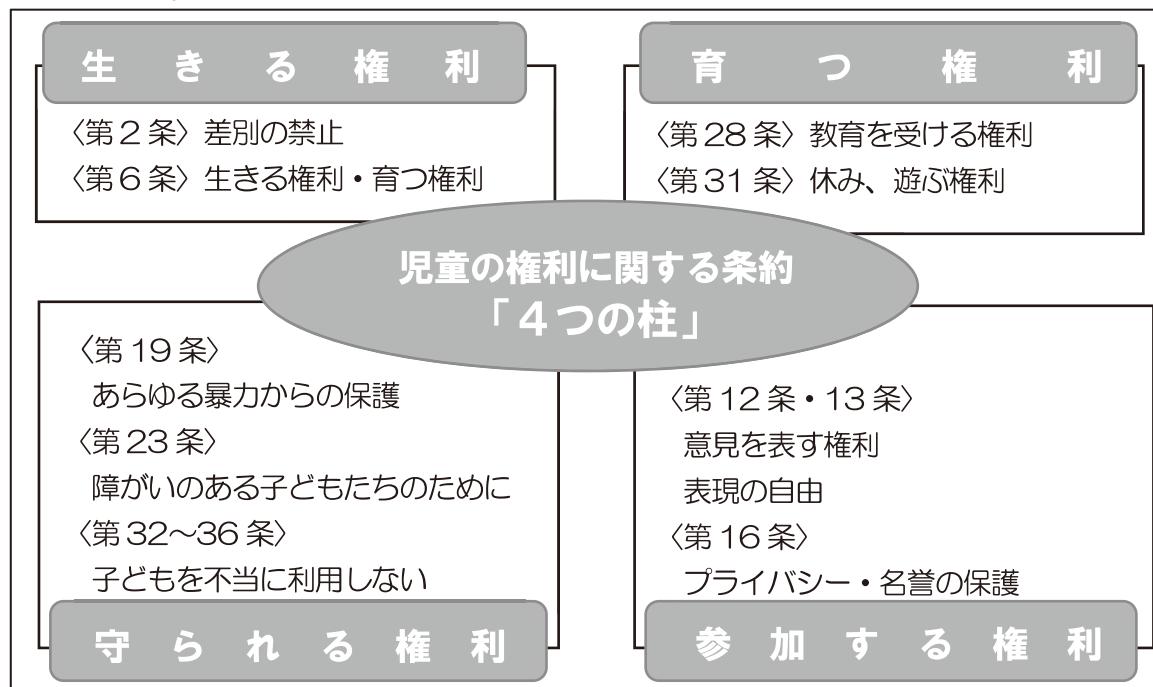
全ての子どもたちが安心して成長することができるため、大人が子どもの権利をしっかりと理解し、最大限に尊重し、守っていくことが求められています。

1 児童の権利に関する条約

子どもの基本的な人権を国際的に保障するために定められたこの条約は、1989（平成元）年11月20日、国連総会において採択されました。前文と本文54条からなり、子どもの権利を実現するために必要なことを定めています。日本は1994（平成6）年に批准しました。2023（令和5）年11月現在で196の国や地域が締結しています。

条約では、18歳未満の子どもを、権利をもつ主体と位置付け、大人同様に、一人の人間としての人権を認めるとともに、「子どもの発達に応じてその権利が実現するよう指導する責任は、まずは親（保護者）にあること」「条約に批准した国は、条約にある権利が実現するような法律などを整えること」「この条約の内容を大人にも子どもにも知らせること」などが定められています。

この条約には、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの柱があります。



2 こども基本法とこども家庭庁

「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、2023年4月1日に「こども基本法」が施行されました。また、同日には、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、内閣府の外局として「こども家庭庁」が設置されました。

(1) こども基本法

Q この法律がつくられた目的とは?

全ての子どもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としてつくられました。

Q この法律における「こども」とは?

18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないように、心と身体の発達の過程にある人を「こども」と定義しています。

Q この法律における「こども施策」とは?

子どもや若者に関する取組を「こども施策」といい、以下のような取組を行います。

- 大人になるまで切れ目なく行われる、子どもの健やかな成長のためのサポート
- 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート
- これらと一体的に行われる施策

また、この施策は、次の6つの基本理念を基に行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保障される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 6 家庭や子育てに夢をもち、喜びを感じられる社会をつくること

[参考資料] こども家庭庁ホームページ

(2) こども家庭庁

子どもが、自立した個人として等しく健やかに成長することができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利を守るためにこども政策に取り組むために創設されました。

Q 「こども政策」で大事にすることとは?

- ① こどもや子育てをしている人の目線に立った政策をつくること
- ② すべてのこどもが心も身体も健康に育ち、幸せになること
- ③ 誰一人取り残さないこと
- ④ 政府の仕組みや組織、子どもの年齢によって、こどもや家庭への支援がとぎれないようにすること
- ⑤ こどもや家庭が自分から動かなくても、必要な支援が届くようにすること
- ⑥ こどもに関する調査・データを集め、それをしっかり政策に活かすこと

[参考資料] こども家庭庁について（内閣官房 こども家庭庁設置準備室）

いじめ

【基礎知識】

1 いじめの定義について

(1) 「いじめ防止対策推進法」から

いじめに関する法律として、「いじめ防止対策推進法」が2013（平成25）年に施行されましたが、学校におけるいじめ事案は依然として高水準で推移しており、重大な社会問題です。いじめは、それ自体が人権侵害であり、一人の人間として、生命や身体の安全が脅かされることなく、家族や友人とのふれあいを通じて自由に成長できるように、この問題に対する理解と関心を深めることは重要です。

そのためには、「いじめ」の定義を確実に理解して、誰もが同じ基準でいじめの認知ができるようになります。同法第2条第1項に次のように規定されています。
（【研修例】「いじめの認知」p.21 参照）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 定義の留意点

このポイントは次の4点です。

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 該当行為の対象となったBが、心身の苦痛を感じていること

特に重要なことは、被害に遭った児童生徒が心身の苦痛を感じたものは、「いじめ」であるという認識をもつことです。また、定義を共通認識するために大切なことは、次の4点にまとめられます。

- ① 行為の継続性・反復性は関係がないこと（1回限りでもいじめ）
- ② 被害の軽重には無関係であること（軽い—深刻の判断ができない）
- ③ 加害者側の意図/故意という動機は、定義に含まれないこと
(当該行為の対象となった児童生徒の気持ちにより判断)
- ④ 優位—劣位は固定された関係ではなく「影響を与え合う関係」であること
(影響力は、人間関係や集団活動に不可欠な要素・いじめの本質的な要素は、「影響力」の乱用・悪用)

(3) 定義に基づく認知

これまで、「子ども同士の遊びの延長のようにも見えるから、様子を見よう」とか「この程度は、子どもたちの日常によくあることだ」と捉えられがちでしたが、これはあくまでも教職員個人の主観であり、「いじめはいつでもどこでも誰にでも起こり得る」という教職員の共通認識の下、組織として適切に判断していくことが求められています。

また、法律に照らせば、一定の人的関係の中で心身の苦痛を感じるものはいじめと認知されます。例えば、軽微な事案の場合、いじめと認知しながらもいじめという言葉を使わず指導することもあり得ます。

（【研修例】「いじめの問題に対する認識」p.23 参照）

2 いじめの状況について

(1) 全国の推移

令和5年度全国の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は 732,568 件（前年度 681,948 件）であり、前年度に比べ 50,620 件（7.4%）増加しています。令和5年度末時点でいじめが解消しているものは 567,710 件（77.5%）でした（資料1）。

なぜ認知件数が増えているのか。文部科学省は、その要因として、

- ① いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったこと
- ② アンケートや教育相談の充実などによる児童生徒に対する見取りの精緻化
- ③ SNS等のネット上のいじめについての積極的な認知

の3つを挙げています。つまり、いじめの積極的な認知がなされるようになった結果として、認知件数が増加しているとしています。

(2) 都道府県別の比較

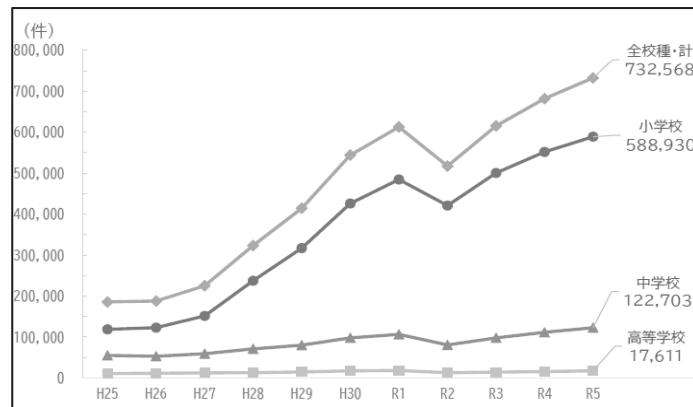
都道府県別で見ると、令和5年度児童生徒 1,000 人当たりの認知件数は非常にばらつきがあります。最大値は山形県の 117.7 件、最小値は長崎県の 17.9 件です。愛媛県は 18.0 件で、山形県とは約 6.5 倍の差があります（資料2）。

(3) 認知の大切さ

認知件数の「多い少ない」で実際のいじめの有無を短絡的に判断することはできません。いじめの認知は、

教職員の努力の賜物だという解釈もできます。大切なのは、苦しんでいる子どもを一人でも多く救うことだと考え、まだまだ認知されていないいじめがあるのではないかと想定して取り組むことです。

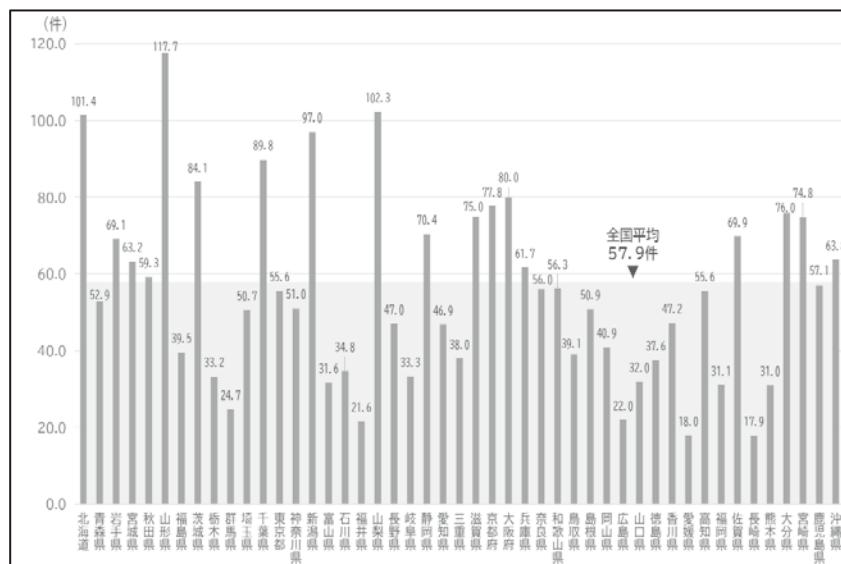
また、いじめの重大事態の件数は 1,306 件（前年度 919 件）で、そのうち 490 件（前年度 356 件）は、重大事態として把握する以前にはいじめとして認知していなかったというものです。このことからも、教職員がいじめの認知に対する感度を高め、個人の主觀によるものではなく、学校という組織で適切に認知していく体制づくりが重要なのは言うまでもありません。



〔資料1〕いじめの認知件数の推移

（文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒

指導上の諸課題に関する調査結果の概要」）



〔資料2〕児童生徒 1,000 人当たりのいじめの認知件数

（文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等

生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」）

3 組織としての判断・対応

(1) 認識の共有

いじめの問題の解決には、早期の対応と組織としての判断・対応が重要になります。組織を生かす大前提として、教職員や保護者一人ひとりが、いじめの情報を学校いじめ対策組織に報告・共有する義務があることを、改めて認識する必要があります。いじめ防止対策推進法第23条第1項には、

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

とあります。学校の教職員や保護者がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に情報を報告し、組織的な対応につなげなければなりません。

新年度を迎えるタイミング等に当たっては、早々に自校の「学校いじめ防止基本方針」や「学校いじめ対策組織」の運用方法の共有と徹底を行い、いじめの認知や組織的対応について共通理解を図ることが必要です。

(【研修例】「いじめの対応」p.25 参照)

学校における組織的判断・対応の基盤となるのは、いじめ防止対策推進法第13条・第22条に示されている自校の「いじめ防止基本方針」(「いじめ対応マニュアル」等を含む) や「学校いじめ対策組織」です。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(2) 対応の実際

資料3は、いじめの問題が起きたときの対応の流れを示しています。

- 1 いじめの認知
- 2 いじめ行為が止まっているかどうか確認
- 3 詳細な事実確認
- 4 児童生徒間の関係性を確認
- 5 加害者を内容に応じて指導
- 6 いじめ問題の解決
- 7 被害者に報告。家庭訪問も有効



いじめの問題は、「早期対応」と「組織的対応」が肝要！！

- ◎ 児童生徒や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向かい合うことを後回しにしない。
 - ・ いじめられた児童生徒等や情報を提供してくれた児童生徒等をしっかりと守る
 - ・ いじめた児童生徒については、その子どもの成長につながる指導を目指す
- ◎ 軽微ないじめについては、教職員がその場で「大丈夫」「よくあること」「それぐらいのこと」などと即断しない。

「早期」かつ「組織的」対応のために
→学校の組織にすぐに連絡する
→過小評価せず、大げさに捉える
→「掘り起こし」による認知件数増加

学校いじめ防止基本方針を、学校のホームページに掲載するだけでなく、児童生徒・保護者・関係機関等に直接説明することで、理解してもらうことが重要です。

児童生徒のささいな変化に気付いたり、トラブルを見かけたりした教職員は、各校のマニュアルに従い、日時、場所、関わっていた児童生徒の氏名等の記録を継続的に取り、生徒指導主事等各校における然るべき担当者に速やかに伝えます。そして、集約された情報を校内の関係するメンバーを集めた「いじめ対策チーム」で共有・対応を協議します。必要に応じて外部専門家を加えた「学校いじめ対策組織」で対応を協議します。また、職員会議等を通じて全教職員が情報の共有を図ることも、組織での対応という観点から重要になってきます。

ここで大切なことは、「事実確認」です。詳細な事実確認がなければ、問題解決にはつながりません。そのためには、詳細な事実が把握できる記録が必要となります。初期の段階から記録を取ることで、組織での適切な判断・対応につなげていかなければなりません（資料4）。

聞き取りシート（個人）						
ふりがな 対象者氏名				男 女	被害	・ 加害 その他
聞き取り 日 時		令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分		聞き取り者 記録者		
いつ	どこで	誰から (誰に)	何をされたか (何をしたか)	回数	いつから	そのときの気持ち
今の気持ちや希望（「今、どう思う？」「どうしてほしい？」「どうしたい？」）						
<input type="text"/>						
周りの人の状況（周りにいた人）			周りにいた人の様子			
<input type="text"/>			<input type="text"/>			
周りにいた人から聞き取ったこと						
<input type="text"/>						

いじめ事案 記録票			
記録者（職・氏名）		発信（受付）日時	
職名 氏名		令和 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分	
件名			
いじめ事態 発生日時		令和 年 月 日 () 時 分ごろ 学校管理下 ・ 学校管理外	
事態発生場所			
いじめ被害者 生徒氏名（名）	年 組 氏名	年 組 氏名	年 組 氏名
いじめ加害者 生徒氏名（名）	年 組 氏名	年 組 氏名	年 組 氏名
情報提供（保護者） 生徒氏名（名）	年 組 氏名	年 組 氏名	年 組 氏名
〇月 〇日	いじめの通報 (いじめの実態把握) ・ 被害生徒・周りにいた生徒・いじめの発生場所での様子の聞き取り		
〇月 〇日	・ 被害児童生徒からの聞き取り ・ 加害児童生徒からの聞き取り (教職員での情報の共通理解を図る。) 被害生徒の保護者との面談内容 加害生徒の保護者との面談内容		
〇月 〇日	校内での情報の共有、管理課への伝達。		
〇月 〇日	経過観察内容を記入 双方の児童生徒へのフォロー。		
その他			

〔資料4〕記録シート例

4 人権教育として取り組むいじめの問題

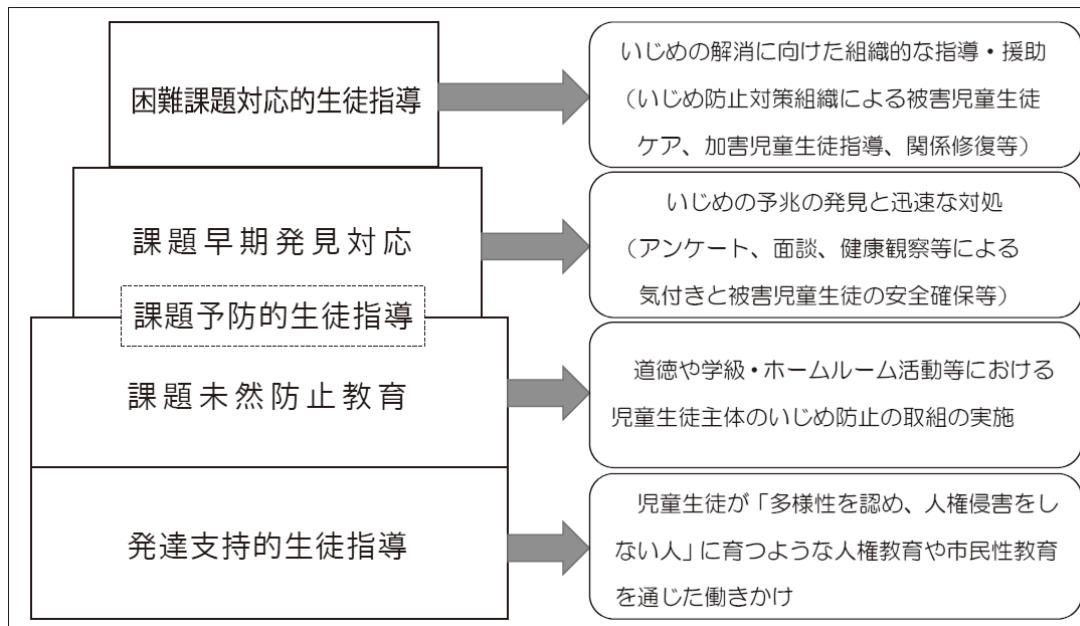
(1) 「生徒指導提要」から

人権尊重の理念に立った生徒指導について、改訂された「生徒指導提要」(2022(令和4)年12月)には「いじめ」と「人権教育」に関して、次のように触れられています。

児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つものであることを意識することが必要です。

(生徒指導提要 p.130より)

また、生徒指導提要では「いじめの事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換」が明示されています。具体的には、生徒指導の4層の支援構造の発達支持的生徒指導として、全ての児童生徒を対象に、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働き掛けるとしています(資料5)。



[資料5] いじめ対応の重層的支援構造（文部科学省「生徒指導提要」）

(2) 「いじめ」を許さない人権感覚

いじめ問題に取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。したがって、児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働き掛けを日常の教育活動を通して行うことが、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と考えることができます。

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となることが必要です。こうした学校・学級の雰囲気を経験することによって、児童生徒の人権感覚や共生感覚は養われます。つまり、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができます。だからこそ、教職員一体となっての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要となります。

【研修例】いじめの認知

1 ねらい

いじめの定義を理解し、誰もが同一基準でいじめの認知ができるようにする。

2 手 法 演習

3 対 象 教職員、社会教育担当者、行政職員、地域住民

4 研修内容 (60 分)

時間(分)	研修内容	留意点
5	1 いじめの定義を確認する。	<ul style="list-style-type: none">○ いじめ防止対策推進法から、いじめの定義を確認する。
25	2 ワークシートの事例を読み、いじめに当たるかどうか考える。 (個人→小集団)	<ul style="list-style-type: none">○ 事例がいじめに当たるかどうか判断させるため、いじめの定義に照らし合わせる。○ 厚意からの行いでも、意図せず相手を傷付けた場合、いじめとして認知することがあることを押さえる。
25	3 日常生活で子どもの気になる様子やいじめと疑われる事例について話し合う。	<ul style="list-style-type: none">○ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」もいじめであることを押さえる。○ 誰もが同一基準でいじめの認知ができるようにするために、いじめの定義と照らし合わせて話し合う。
5	4 まとめをする。	<ul style="list-style-type: none">○ いじめの定義について理解を深められるよう、全体で意見を共有する。

5 準備物等

ワークシート

いじめの認知について(文部科学省)

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/124/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2016/10/26/1378716_001.pdf)



6 参考資料

いじめの認知について(文部科学省)

7 ワークシート

いじめの認知について

いじめ防止対策推進法（定義）第2条

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

【事例】

Aさんが算数の問題を一生懸命考えていたところ、隣の席の算数が得意なBさんは、解き方と答えを教えてあげた。Aさんは、答えを聞いた途端に泣き出しちゃった。このことでBさんは困惑してしまった。Aさんは、どうしても自力で解決したいと思っており、あと一息で正解にたどり着くところだったため、Bさんの行為により、とてもつらい思いをしたのである。



- 事例が「いじめ」に該当するかどうか考えてみよう。

- AさんとBさんへの対応の仕方について考えみよう。

8 解説

Bさんが厚意で行った行為だが、以下の点から、いじめに該当すると考えられます。

- ・ AさんとBさんは一定の人間関係にある。
- ・ BさんがAさんに解き方と答えを教えた行為は心理的又は物理的な影響を与える行為である。
- ・ Aさんは泣き出しており、心理的な苦痛を感じたと認められる。

いじめの定義は広範にわたるため、対応に当たっては、「いじめ」という言葉を使用しない場合もあり得ることを理解する必要があります。Aさんの心情に寄り添い、Aさんの思いをBさんに考えさせます。また、Aさんの気持ちが落ち着いてから、Bさんが親切心から行った行動であることも伝えたいものです。

しかし、同様の行為が指導後も続き、Aさんが苦痛に思うことがあれば、定義に基づき「いじめ」に当たることを伝える必要があります。

次の事例も、全ていじめと認知されるものです。学校種や研修の対象者に合わせて、適切な事例を取り上げてください。

《事例》 一緒に下校している4人の児童のグループを見かけた。

楽しそうな会話が聞こえてきたが、よく見ると、そのうちの1人の児童が、全員の荷物を持っていていることに気付いた。

《事例》 クラス内の2つのグループが相互にネット上で悪口を言い合っていた。一方のグループが、携帯電話の記録を示し、いじめを受けていると主張したところ、もう一方のグループは、自分たちの方がひどいことを言わわれていると主張した。先生が確認したところ、ほぼ同程度の悪口の言い合いだったため、「けんか」と判断した。

【研修例】いじめの問題に対する認識

1 ねらい

いじめの問題に対する認識や取組の姿勢、日頃の取組について振り返り、全教職員が共通の認識をもつ。

2 手 法 演習

3 対 象 教職員

4 研修内容 (50 分)

時間(分)	研 修 内 容	留 意 点
5	1 いじめに関する自己点検シートに回答する。	<ul style="list-style-type: none">○ 自分の考え方や感じ方、取り組み方に近い方を選んで答えるようとする。
10	2 自分の回答結果をチェックし、点検内容の解説を読み、いじめの対応の仕方について考える。	<ul style="list-style-type: none">○ いじめの問題に対する日頃の取組を振り返るために、今の自分が忘れかけていたり、見過ごしがちだったりしていたところはないか、それらをどのように補っていけばよいかという視点をもてるようとする。
35	3 回答結果や解説を読んで考えたことを話し合う。 (小集団→全体)	<ul style="list-style-type: none">○ 今後、どのようなことに気を付けていくか、学校としていじめ対策をどのように進めていくかという視点をもてるようとする。○ 日頃の疑問等も率直に出し合う機会とする。○ 相手を評定・評価するためのものではないことを押さえる。○ 意見を発表し、組織でいじめの問題に対応していくことを確認する。

5 準備物等

「いじめに関する校内研修ツール」(いじめに関する自己点検シート、点検内容の解説、研修会アンケート、研修会実施要領など)

6 参考資料

国立教育政策研究所 生徒指導研究センター

「いじめに関する校内研修ツール」

(<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijimetool/ijimetool.htm>)



7 ワークシート

「いじめに関する自己点検」シート

今の自分の考え方や感じ方、取り組み方に近い方を選んで答えてください。

1	いじめを行った子どもに対する厳しい指導や、いじめられた子どもの人権を最優先する姿勢には、少し神経質過ぎないかと疑問を感じている	はい・いいえ
2	いじめとは、一方的かつ継続的に行われ、深刻な被害を受けているものだと思う	はい・いいえ
3	いじめを見過ごさないよう、子どもの様子や会話にはふだんから注意を払っている	はい・いいえ
4	「これはいじめである」といった明確な定義や「いじめにはこう対応すべき」というマニュアルがないので、積極的に取り組むことにためらいを感じている	はい・いいえ
5	いじめを行う子どもは、だいたい決まっていると思う	はい・いいえ
6	いじめを見過ごさないよう、授業の中でもしっかりと子どもを見ている	はい・いいえ
7	いじめはデリケートな問題なので、生徒指導（生活指導・児童指導）担当の教職員や養護教諭、スクールカウンセラーなどの専門的な知識をもった方に任せた方がよいと感じている	はい・いいえ
8	いじめられる子どもは、だいたい決まっていると思う	はい・いいえ
9	いじめが起きないようにという点からも、「良いことは良い、悪いことは悪い」という指導を行っている	はい・いいえ
10	いじめ対策には学校としての組織的な対応や体制づくりが必要なのであって、個々の教師の取組に多くを期待されても困ると感じる	はい・いいえ
11	いじめが起きたときにきちんと指導していれば、再発することはないと思う	はい・いいえ
12	いじめが起きないという点からも、ふだんから子どもとの信頼関係をつくるようにしている	はい・いいえ
13	自分たちで問題を解決できる子どもに育てるこも大切なので、いじめについても教師があれこれ口をだそうとするのはどうかと思う	はい・いいえ
14	いじめが本当に深刻なら、親や教師に訴えてくるものだと思う	はい・いいえ
15	いじめが起きないようにという点からも、ふだんからゆったりした気持ちで子どもに接するようにしている	はい・いいえ
16	子ども同士のトラブルに周囲の大人が過敏に反応すると、かえってエスカレートしたりするので、あまり深刻な問題として騒がない方がよいのではと感じている	はい・いいえ
17	子どもというのは、いじめたり、いじめられたりしながら成長していくものだと思う	はい・いいえ
18	いじめが起きないようにという点からも、「分かる授業」を心掛けるようにしている	はい・いいえ
19	いじめは教師の目が届かない所で行われることが多いし、インターネットや携帯電話を用いたいじめなどは学校外で起きているので、教師や学校に多くを期待されても困ると感じる	はい・いいえ

※ 次の表をチェックし、自分のいじめへの対応の仕方を振り返ってみましょう。詳しい解説は、『国立教育政策研究所 生徒指導研究センター「いじめに関する校内研修ツール』にあります。

2・5・8・11・14・17で「はい」を選んだ場合	いじめについて誤った理解をしている、いじめに対する思い込みがある、いじめを減らしていく上で妨げになる考え方をしている場合があります。いじめ問題に取り組む上で、どのような認識が必要になるか考えてみてください。
1・4・7・10・13・16・19で「はい」を選んだ場合	いじめに積極的に取り組むことを、ためらったり、迷ったりするような場合があります。いじめ問題に取り組む上で、どのような姿勢が必要か考える参考にしてください。
3・6・9・12・15・18で「いいえ」を選んだ場合	様々な場面におけるいじめに対する取り組みができています。不十分であった場合には、いじめを減らす取組として有効であることを自覚し、意識的に実行してください。
いずれにも該当しなかった場合	いじめに対する認識 取り組む姿勢、実際の取組には、特に指摘すべき点はないようです。他の教職員にも働き掛けつつ、学校としての取組となるよう、全体にも気を配りながら取組を進めてください。

【研修例】いじめへの対応

1 ねらい

自校の「学校いじめ防止基本方針」を確認して教職員間で共通認識を図るとともに、具体的方策について話し合い、共有することで、いじめを解消するための教育体制の構築を図る。

2 手 法 グループディスカッション

3 対 象 教職員

4 研修内容 (50 分)

時間(分)	研 修 内 容	留 意 点
5	1 いじめの積極的認知について、国の方針を確認し、いじめの捉え方を見直す。	<ul style="list-style-type: none">○ 平成27年8月17日の文部科学省通知を示し、共通認識を図る。○ 【基礎知識】「1 いじめの定義について」から、法律の定義に基づく捉え方を確認する。
10	2 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を確認する。	<ul style="list-style-type: none">○ 「学校いじめ防止対策組織」の構成員や役割など、自校の基本方針を踏まえて取り組む必要があることを確認する。
25	3 事例を用いて、いじめの認知の手順を確認する。(個人→小集団)	<ul style="list-style-type: none">○ 事例に応じた対応について、手順や方法を話し合うことで、教職員間で共通認識を図っていじめの解消に取り組むことができるようとする。○ 特定の教職員が抱え込むことなく、組織的に対応することが、いじめの解消につながることを押さえれる。
10	4 学校及び学校の教職員の責務について確認する。	<ul style="list-style-type: none">○ 【基礎知識】「[資料1] いじめの認知件数の推移」を確認する。○ それぞれの責務を確認し、学校全体でよりよい教育環境をつくり上げる意識を共有できるようにする。

5 準備物等

自校のいじめ防止基本方針

記録用紙（グループディスカッションの内容）

6 参考資料

平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」
の一部見直しについて（依頼）

(平成27年8月17日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知)

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400221.htm)



7 ワークシート

いじめの認知と対応

【事例】

(定期的に実施しているアンケート調査で、Bさんが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bさんと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認した。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBさんはミスをし、Aさんから責められたり他の同級生の前ではばかにされたりした。それにより、Bさんはとても嫌な気持ちになった。見かねたCさんが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aさんはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BさんはAさんから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bさんもだんだんとバスケットボールがうまくなっている。今では、Aさんに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。



- AさんのBさんに対する行為はいじめに当たるか。各自で考えた後、グループで話し合いましょう。

- 教科担当、学級担任等それぞれの立場から事例への対応の仕方について考えみよう。

8 解説

この事例では、AさんとBさんの関係がその後よくなっているとしても、Aさんの体育の時間での行為はいじめに該当すると考えます。

- ・ AさんとBさんは一定の人間関係にある。
- ・ Aさんから責められたり、ばかにされたりした行為は、心理的又は物理的な影響を与える行為である。
- ・ Bさんが心理的な苦痛を感じた。(その行為でとても嫌な気持ちになった。アンケートで「いじめを受けた」と回答している。)

次の事例は全ていじめとして認知されるものです。学校種や研修の対象者に合わせて、適切な事例を取り上げてください。

『事例』 Cさんが、同じ学級の3人の児童から継続的な仲間はずれや言葉による嫌がらせを受けていると、Cさんの保護者より学級担任に相談があった。Cさんの保護者によると、そのいじめは、休み時間や放課後等の担任の目が届かない場面で行われているようであるとのことであった。

『事例』 授業中、Dさんが挙手をして発言したが、それをEさんが大声でからかい、クラス全体に大きな笑いが起こった。Dさんはそのときは笑っていたが、授業の後半は机に伏していた。翌日、Dさんは学校を欠席した。

児童虐待

【基礎知識】

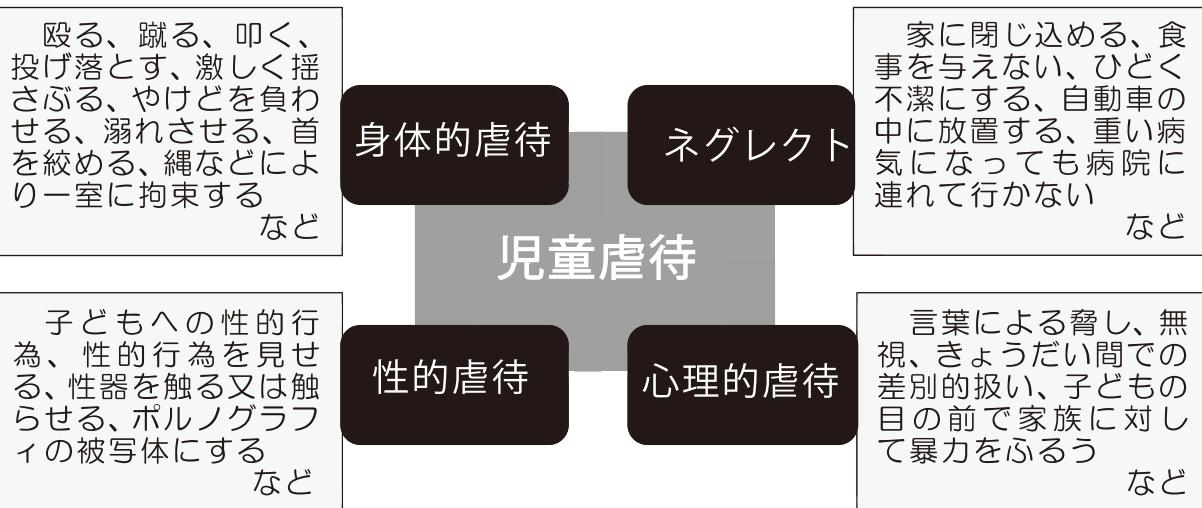
1 児童虐待とは

児童虐待の防止等に関する法律

(児童虐待の定義)

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



[参考資料] 児童虐待防止対策（こども家庭庁）

(<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai>)

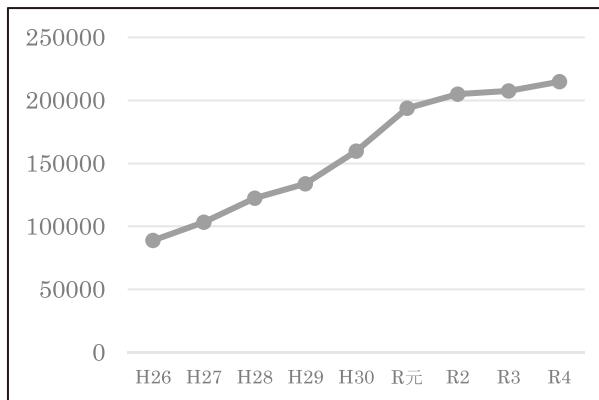


2 児童虐待の状況（全国、愛媛県）

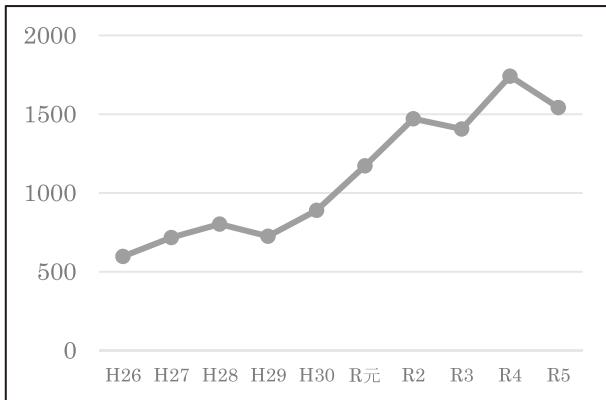
児童虐待の状況は、年々深刻さを増しています。令和4年度中に、全国 232 か所の児童相談所における虐待相談対応件数は 214,843 件で、過去最多となりました。これは、32 年連続で過去最多を更新しています（資料 1）。

愛媛県においても、令和4年度は 1,741 件で過去最多となりました。令和5 年度では 1,542 件と令和4 年度に比べると 199 件減少したものの、依然高い水準にあります（資料 2）。

全国的な傾向として、「言葉での脅し」や「面前 DV」を含む「心理的虐待」が全体の 6 割近くを占めています。



〔資料1〕児童相談所における虐待相談対応件数とその推移（全国）



〔資料2〕児童相談所における虐待相談対応件数とその推移（愛媛県）

3 児童虐待への対応と支援

学校等にできる支援

「虐待対応の手引き」（文部科学省）には、学校や教職員に求められる主な役割として次の4つが示されています。学校等は、子どもたちと接する時間が長く、虐待を発見しやすい立場にあることから、日頃から家庭環境を含めた子ども理解に努め、児童虐待の早期発見に向けた役割が求められています。

- ① 虐待の早期発見に努めること（努力義務）
- ② 虐待を受けたと思われる子どもについて市町村や児童相談所へ通告すること（義務）
 - ★ 誤りであっても責任は問われない
 - ★ 虐待の判断は児童相談所等の専門機関で行う
 - ★ 子どもの安全を最優先する
 - ★ 通告は守秘義務違反に当たらない
 - ★ 保護者に情報元を明かしてはならない
- ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子どもの保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）
- ④ 虐待防止のための子ども等への教育に努めること（努力義務）

また、虐待の早期発見には、児童生徒の様子や保護者の様子の変化に気付くことが大切です。

【虐待の早期発見のためのチェックリスト（例）】

児童生徒の様子	保護者の様子
<input type="checkbox"/> 表情が乏しい。	<input type="checkbox"/> 感情や態度が変化しやすい、イライラしている、余裕がないように見える。
<input type="checkbox"/> 触れられること、近付かれることを嫌がる。	<input type="checkbox"/> 人前で子どもを厳しく叱る、叩く。
<input type="checkbox"/> 乱暴な言葉遣い、あるいは極端に無口である。	<input type="checkbox"/> 連絡が取りにくい。
<input type="checkbox"/> 大人への反抗的態度、あるいは顔色を伺う態度をとることが多い。	<input type="checkbox"/> 家庭訪問や懇談などのキャンセルが多い。
<input type="checkbox"/> 他人へのいじめや生き物への残虐な行為がある。	<input type="checkbox"/> 子どもを家に置いたまま外出することが多い。
<input type="checkbox"/> 理由不明確な遅刻や欠席が多い。	<input type="checkbox"/> けがや病気をしても子どもの健康状態に关心が低く、受診させない。
<input type="checkbox"/> いつもお腹を空かしている。	

〔参考資料〕学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き
(文部科学省 令和2年6月改訂版)

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)



地域社会にできる支援

児童虐待を未然に防ぐためには、学校だけでなく地域全体で取り組むことが大切です。児童虐待を防ぐために、私たち一人ひとりにできることは、どんなことがあるでしょう。



様子がおかしい
と思ったら…

★専門機関に相談しましょう★

様子がおかしいと思ったら、児童相談所や民生委員、主任児童委員、役所などの専門機関、下記のダイヤル等に相談してください。虐待の判断は専門機関が行います。

通告は国民の義務です

児童福祉法第25条、児童虐待防止法第6条では、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に通告する義務が定められています。

通告したことは知られません

児童虐待防止法第7条では、誰が通告したのかが分かるような情報は他に漏らしてはならないことが定められています。

通告は罪に問われません

偽情報や悪意のある通告を除き、通告者は責任を問われないことが原則です。



子どもたちの人権を守るための相談事業



こども家庭庁
児童相談所虐待対応ダイヤル

いちはやく
189

管轄の児童相談所に
転送されます。

愛媛県教育委員会
いじめ相談ダイヤル 24

文部科学省
24時間子供 SOS ダイヤル

なやみいおう

0120-0-78310

児童・生徒・保護者等の
いじめ問題をはじめとする
様々な不安や悩みに関する
相談ダイヤルです。

法務省
こどもの人権 110番

0120-007-110

「いじめ」や虐待など
子どもの人権問題に関する
専用相談ダイヤルです。

虐待を防ぐためできること～日頃の意識を高めましょう～

地域での虐待を防ぐために何ができるのでしょうか。例えば、このようなことから始めてみませんか。

- 近隣に关心をもち、挨拶や声掛けなどのできることから始めて、孤立を感じさせないようにしましょう。
- 地域で「虐待を許さない意識」を高めましょう。
- 地域に気軽に立ち寄れる場所をつくり、交流をしましょう。
- 気になることがあれば、身近な人に相談しましょう。
- 虐待を見かけたら、勇気をもって通告しましょう。



【研修例】児童虐待の早期発見のために

1 ねらい

児童虐待の早期発見のために虐待に気付くポイントを身に付ける。

2 手法 講義、グループ協議

3 対象 教職員、行政職員、住民

4 研修内容 (30分)

時間(分)	研修内容	留意点
5	1 児童虐待とはどのようなことかを理解する。 （【基礎知識】p.27 参照）	○ 児童虐待の4つのタイプ(身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待)について、具体例をもとに確認する。
5	2 虐待の早期発見のためにはどうすればよいかを考える。 (1) 早期発見のために大切な視点について考え、意見交流をする。 (個人→小集団)	○ 日常生活における子どもたちやその保護者等との関わりに着目できるようにする。
10	(2) 「虐待の早期発見のためのチェックリスト」（【基礎知識 p.28 参照）を用いて、大切な視点について話し合う。 (小集団)	○ 虐待の早期発見のためには、どのような視点をもつことが大切であるか考えるようにする。
10	3 まとめをする。	○ 虐待を発見するポイントや気付く視点など、早期発見に向けた留意点をまとめること。

5 準備物

早期発見のためのチェックリスト<p.28>

6 参考資料

文部科学省 手引き「児童虐待への対応のポイント
～見守り・気づき・つなぐために～」について
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm)



「児童虐待」気付きへのポイント



関わりのある子どもたちの変化に気付こう！
学校や家庭での様子はどうかな？

決して一人では抱え込みます、「おかしいな」と思ったら周りの人人に相談しよう！

専門機関との連携を密にしよう！



【研修例】児童虐待への適切な対応のために

1 ねらい

具体的な事例を通して教職員が子どもや保護者の視点に立った望ましい対応ができるようとする。

2 手法 ロールプレイ

3 対象 教職員

4 研修内容（30分）事例選択研修

時間（分）	研修内容	留意点
5	1 事例を確認し、選択する。 ○ ワークシート① ネグレクトが疑われる事例 ○ ワークシート② 保護者対応事例	○ それぞれの立場の子どもたちや保護者の思いから、自分ならどうするかについて考えられるようにする。
5	2 事例をもとに対応を考える。	○ 自分が対応する立場であったとしたら、どのようなことができるかを想起できるようにする。
10	3 ロールプレイを行う。	○ 役を決め、その立場に立って考えることで、それぞれの視点に立った望ましい対応を身に付けられるようにする。
5	4 振り返りをする。	○ ロールプレイを通して虐待への対応や学校の役割などについて、互いの学びを共有し、留意点をまとめること。
5	5 まとめをする。	○ 児童虐待に関する資料を配布し、虐待への理解や対応についてまとめる。

5 準備物等

ワークシート、児童虐待に関する資料、ロールプレイ用の名札

6 参考資料

愛媛県教育委員会人権教育課「人権・同和教育資料」（平成24・27年度版）
文部科学省

学校現場における 虐待防止に関する研修教材
(令和2年1月)



(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2020/01/28/20200128_mxt_kouhou02_01.pdf)

学校・教育委員会向け 虐待対応の手引き・概要・簡易版

(令和2年6月改訂版)

(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm)



7 ワークシート①

ネグレクトが疑われる事例

【事例】

忘れ物が多い小学校3年生のAさん。Aさんは注意をしても無言のまま、何も言えない様子です。

担任であるあなたは、Aさんの保護者が子育てにほとんど関わることができないと聞いたことがあります。

【事例から考えたいこと】

- あなたは、今後どのように対応しますか。ロールプレイの前に書いてみましょう。

- Aさんに対して

- Aさんの保護者に対して

- ロールプレイを通して気付いたことや感想を書きましょう。

- 虐待が疑われる事例への対応についてまとめましょう。

虐待対応のポイント

- 子どもたちの置かれている状況（背景）を見つめることができますか。

- 子どもたちとの信頼関係を築いていますか。

このことは、保護者との信頼関係を築いていくことにもつながります。保護者の立場から考えても、気軽に相談できる人が近くにいると安心です。



ワークシート②

保護者対応事例

【事例】

児童相談所に一時保護されている児童の保護者が学校に来て、一時保護された原因は学校にあるのではないかと主張する。明らかに虐待の証拠があるにも関わらず虐待を行っていることを認めない。さらに、児童相談所に通告したのは学校であると思っている。学級担任としてあなたがその対応に当たる。

保 護 者：「昨日、うちの子が児童相談所に連れていかれた。私は何もしていないのに、家の虐待を疑われた。子どものけがは学校でできたものじゃないのか。」

学級担任：「 一応答①ー 」

保 護 者：「児童相談所に通告したのは誰か知りたい。虐待の証拠はどこにあるのか。誰が何の証拠で通告したのか。」

学級担任：「 一応答②ー 」

保 護 者：「学校に責任はないと言いたいのか。じゃあ、児童相談所と一緒に来てくれ、誰のせいか、はっきりさせようじゃないか。」

学級担任：「 一応答③ー 」

【事例から考えたいこと】

- あなたは、学級担任としてどのように対応していきますか。ロールプレイの前に書いてみましょう。

- 応答①
- 応答②
- 応答③

- ロールプレイを通して気付いたことや感想を書きましょう。

- 保護者対応についてまとめましょう。

応答例 一応答①ー… 「そのけがについては学校では把握していません。」
一応答②ー… 「申し上げることはできません。」
一応答③ー… 「誰のせいとかではなく、私たちも心配しています。
児童のことを一緒に考えていきませんか。」

虐待対応のポイント

- 子どもの安全を第一に考えていますか。
 - 一時保護は児童相談所の判断です。
 - 情報元やその経緯については明かしてはいけません。
- チームでの対応を行っていますか。
- 相手の気持ちを理解しようとしていますか。
- 必要な説明を丁寧に行っていますか。
- 一貫した説明となっていますか。



ヤングケアラー

【基礎知識】

1 ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、「子ども・若者育成支援推進法」において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」としており、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。



〔資料〕ヤングケアラーとはこんな子どもたちです（一般社団法人日本ケアラー連盟）

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、「子ども・若者育成支援推進法」が改正され、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携に努めるものとされました。

（ヤングケアラーの定義について）

- ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話を」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すもの。
 - 都道府県及び市町村（こども家庭センター等）において支援対象であるかの判断を行うに当たっては、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人のこども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要。
 - 「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる。
- （ヤングケアラー支援の対象年齢）
- こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。

〔参考資料〕こども家庭庁支援局

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について
(ヤングケアラー関係)

(こども家庭庁支援局)

2 ヤングケアラーの状況（全国、愛媛県）

① 「世話をしている家族がいる」と回答した割合

	全国	愛媛
小学生	6.5 %	10.4 %
中学生	5.7 %	4.0 %
高校生 （全日制） （定時制） （通信制）	4.1 %	2.3 %
	8.5 %	4.0 %
	11.0 %	

※ 全国は、小学6年生、中学2年生、全日制高校2年生

高校（定時制）は、2年生相当

高校（通信制）は、「18歳以上」と「19歳以上」の合計

愛媛は、県内公立学校に通う小学校5年生・6年生、中学生及び高校生

② 「世話をしている家族がいる」と回答した者のうち、「世話をしているために、やりたいけれどできること（複数回答）」の割合

	小学生		中学生		高校生	
	全国	愛媛	全国	愛媛	全国	愛媛
自分の時間が取れない	15.1%	*	20.1%	15.9%	16.6%	12.7%
宿題をする時間や勉強する時間が取れない	7.8%	*	16.0%	10.8%	13.0%	12.7%
睡眠が十分に取れない	6.7%	*	8.5%	13.2%	11.1%	13.4%
友人と遊ぶことができない	10.1%	*	8.5%	11.5%	11.4%	9.9%
特にない	63.9%	*	58.0%	59.7%	52.1%	58.5%

※ 全国は、小学6年生、中学2年生、高校2年生（全日制）

※ 愛媛は、中学生、高校生（全日制）のみ（＊小学生のデータはない）

〔参考資料〕

全国小学生：株式会社日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」
(令和4年3月)

全国中学生・高校生：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社
「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(令和3年3月)

愛媛：愛媛県保健福祉部「愛媛県子どもの生活に関するアンケート調査」(令和5年1月)

「世話をしている家族がいる」と回答した人に「世話をしているためにやりたいけれどできること（複数回答）」を尋ねた問いで、全国、愛媛県の中・高生ともに「特にない」の回答が一番多く50%を超えています。一概に、すべてが「ヤングケアラー」に該当するわけではありませんが、本人にヤングケアラーの自覚がなく、困り感をもっていないだけの場合もあります。また、一方で「自分の時間が取れない」「宿題する時間や勉強する時間が取れない」「友人と遊ぶことができない」などの回答も一定数あるなど、子どもたちが成長していく過程で必要と考えられる時間を確保できていない人もいます。中には、「睡眠が十分に取れない」のように成長期の子どもたちの健康に悪い影響を与えるかねないケースがあることも見過ごすことができません。

3 ヤングケアラーへの対応と支援

ヤングケアラーの支援を進めていくためには、周囲の大人等が理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気付き、必要な支援につなげることが重要です。そのためには、ヤングケアラーが安心して自身や家庭の状況を話せる関係づくりが必要であり、学校関係者等ヤングケアラーの周囲にいる大人が彼らの状況や心情に関する理解を促進する必要があります。

学校等にできる支援（主に子ども期：18歳未満）

まずは、支援を要する児童生徒について、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）などを含めた校内支援会議等で情報を共有し、対応します。（幼稚園や保育所、小・中学校など、その児童生徒が前に所属していた校・園・所やきょうだいの所属する校・園・所との連携により、重要な情報が得られます。）

次に、校外の児童福祉関係機関と連携する場合は、SSWが連絡調整を行い、サポートプラン（SP）を作成し、包括的・計画的に支援していきます。当該児童生徒等やその保護者が支援を拒否している場合等であっても、SPの作成に向けた働き掛けを丁寧に行なうことが大切です。（SSWが配置されていない学校の場合は、管理職や生徒指導担当教員などが連絡調整に当たります。）

地域社会にできる支援（18歳以上）

18歳以上の支援については、活動圏域が広域になること等を踏まえ、県や各市町が連携して、①オンライン等も活用しながら、個々の若者の相談に応じ、その状況やニーズ・課題の整理の支援や、②それを踏まえた必要な支援に向けた市町の連携、③精神的なケアなどの専門的な相談支援やピアサポート等を行なう体制を整備していくことが必要です。特に各市町では、年齢により切れ目なく支援を行うために、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援体制などを整備することが大切です。

4 支援に当たって留意すべき事項

ヤングケアラー本人の受け止めを丁寧に捉え、子ども・若者の気持ちに寄り添いながら、保護者等の状況や心情も十分踏まえて、肯定的・共感的な関わりを心掛ける必要があります。外部サービスの導入に当たっては、家族全体を支援する視点をもって、家庭内の状況や家族の関係性、心情等にも十分留意しながら、丁寧な説明等を行い、その理解を得ながら利用を促す等の対応を行うことが大切です。

通番	窓口	工夫例
1	学校等の所属機関	<ul style="list-style-type: none">○ <u>日頃から子どもと接する学校が子どもの悩みを聞く相談窓口となり、また、保護者に対しても保護者面談等の機会を用いて学校が相談窓口の役割を担う。</u>○ <u>学級担任や保健室の養護教諭等がタイミングを見て、いつでも相談に乗ることを伝え、日常生活の中で気になる生徒にはさりげなく様子を聞く。</u>
2	電話・SNS・メール	<ul style="list-style-type: none">○ <u>県内在学の高校生、中学生、小学校高学年を対象としてヤングケアラーに関するハンドブックを作成し、冊子の中で子どもが相談しやすいと考えられる電話・SNS・メールの連絡先や子ども食堂、教育支援センター（適応指導教室）、オンラインサロン等の居場所を二次元コード等も用いて紹介する。</u>

[資料] ヤングケアラー本人やその家族が相談しやすい相談窓口にするための工夫例

(有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援 マニュアル～ケアを担うことなどを地域で支えるために～」(厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」) (令和4年3月))

(<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/life-sciences-health-care/hc/jp-hc-young-carer01R.pdf>)



【研修例】ヤングケアラーについて（学校教育）

1 ねらい

ヤングケアラーの置かれている状況を理解し、組織全体でヤングケアラーの存在に気付く視点を身に付け、学校でできる支援の在り方について考える。

2 手 法 講義、グループ協議

3 対 象 教職員

4 研修内容（60分）

時間(分)	研修内容	留意点
15	1 【基礎知識】「ヤングケアラーとは」を用い、ヤングケアラーとどのような子どもや若者かを理解する。	○ ヤングケアラーについての理解や状況把握が進まず、本人や家族に自覚がない状況では自ら支援を求めるることは難しいことに気付くようになる。
25	2 ヤングケアラーに気付くにはどうすればいいのかを考える。 (1) 「ヤングケアラーの存在に気付くためのチェックポイント」(p.40)を用い、学校でヤングケアラーの存在に気付くために、どのように注目すればよいかを考える。 (2) ヤングケアラーだと気付いた場合、注意すべきことを考える。	○ ヤングケアラーの存在に気付く視点を身に付けるために、該当する児童生徒がいないか、他に気付きのヒントとなる項目はないか話し合う。 ○ 現在または過去にヤングケアラーに関わった経験のある人がいれば、その事例を紹介する。 ○ 現在や将来の支援に関して、本人や家族の意思や希望を確認することの重要性を押さえる。
20	3 ヤングケアラーやその家族に対し、どのような支援ができるかを考える。	○ ヤングケアラーの支援について、どのような機関と連携できるか確認する。 ○ ケアしている家族を支援するために、関係機関とどのように連携できるかについて話し合う。

5 準備物

「ヤングケアラーの存在に気付くためのチェックポイント」（【研修例】p.40）

6 参考資料

三菱UFJリサーチ・コンサルティング株式会社

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和3年3月）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000592954.pdf>）



株式会社日本総合研究所

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和4年3月）

（https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_13332.pdf）



有限責任監査法人トーマツ

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担うことを地域で支えるために～」（厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」）
(令和4年3月)

7 解説（p.39）※社会教育と共に

【研修例】ヤングケアラーについて（社会教育）

1 ねらい

地域の住民がヤングケアラーの実情を理解し、ヤングケアラーの存在に気付く視点を身に付け、可能な支援の在り方を考える。

2 手 法 政府広報オンラインのテレビ番組視聴、グループワーク

3 対 象 地域住民

4 研修内容（60分）

時間（分）	研修内容	留意点
25	1 政府広報オンラインテレビ番組「ヤングケアラーを一人にしない」を視聴する。	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの権利について確認するとともに、ヤングケアラーの現状を押さえる。
10	2 「ヤングケアラーの存在に気付くためのチェックポイント」(p.40)について話し合う。 (小集団)	<ul style="list-style-type: none">○ 本人の状況や家庭の状況、本人の困りごとをの観点ごとに確認できるようにする。
10	3 可能な支援について話し合う。 (小集団)	<ul style="list-style-type: none">○ 可能な支援の方法を考え、早期支援や支援機関との連携の重要性を確認する。○ 県公式ホームページ等を活用して支援機関を確認する。
15	4 話合いの結果を報告し、全体で共有する。	<ul style="list-style-type: none">○ 理解を深められるように、結果を再整理する。

5 準備物等

政府広報オンラインテレビ番組
「ヤングケアラーを一人にしない」
(<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg27123.html>)
「ヤングケアラーの存在に気付くためのチェックポイント」(【研修例】p.40)



6 参考資料

愛媛県庁公式ホームページ
子育て支援課「ヤングケアラーについて」
(<https://www.pref.ehime.jp/page/7185.html>)

有限責任監査法人トーマツ
「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」)



（令和4年3月）

7 解説

(1) ヤングケアラーについて理解する

ヤングケアラーの支援のスタートはヤングケアラーに気付くことです。そのためにはヤングケアラーについて理解しておく必要があります。まずは、【基礎知識】(p.34) を用いて、ヤングケアラーとはどのような子ども・若者か、ヤングケアラーの置かれている状況を理解しましょう。国が実施した令和2・3年度の全国調査によると、「世話をしている家族がいる」と回答した児童生徒の割合は、小学校6年生の6.5%、中学校2年生の5.7%、高校2年生の4.1%という結果が出ています。具体的な数で言うと、回答した中学2年生の17人に1人が「世話をしている家族がいる」という結果が出ています。一概には言えませんが、35人学級であれば、そのうちの2人程度が「世話をしている家族がいる」と答えたということになります。なお、このうち半数は、世話をしていても自分のやりたいことへの影響は特にないと回答した児童生徒も含まれています。全てが「ヤングケアラー」に該当するということではありませんが、年齢相応に自身の将来のことを考えることができなくなってしまう可能性があります。また、家族の期待に過剰に応えようとするあまりに、家族に負担をかけてはいけないと自分の希望を言えなくなったり、進学を諦めてしまったりすることも考えられます。また、家族のケアが長期化することで自立が遅くなったり、できなくなったりしてしまう可能性もあります。ヤングケアラーはどこか遠くにいるのではなく、普段接している児童生徒の中にいる可能性があるという意識をもつことが大切です。

(2) ヤングケアラーの存在に気付くために

ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。また、本人やその家族がヤングケアラーであるということを認識していない、周囲が異変に気付いていても家族の問題に対してどこまで介入すべきかが分からぬなどの理由から、必要な支援につながっていない場合もあります。学校や地域でヤングケアラーを把握し、必要な対応を行うには、ヤングケアラーの存在に気付くことが大切です。p.40に示す【ヤングケアラーに気付くためのヒント】や【ヤングケアラーの存在に気付くためのチェックポイント】を参考にして、該当する児童生徒等がいないか、他にヒントとなる項目はないか話し合ってみましょう。

(3) ヤングケアラーに気付いたら

ヤングケアラーの支援に当たっては、本人の意思を尊重すること、本人や家族の思いを第一に考えることが重要です。学校には、本人との対話の中で緊急性を確認した上で、児童生徒が素直な気持ちを表せる信頼関係を大事にしながら、状況を把握することが求められています。ヤングケアラーである本人やその家族が相談しやすくなるために、本人や保護者と普段から関わりのある担当者が、何かあれば相談に乗るということを日頃から伝えておき、相談できる窓口を明確にしておくことが大切です。ヤングケアラーが置かれている状況と同様に、最適な相談窓口の在り方も様々です。「ヤングケアラー本人や家族が相談しやすい相談窓口にするための工夫例」(【基礎資料】p.36) を参考にして、この他にどのような工夫ができるか、話し合ってみましょう。また、この機会に最寄りの市町でヤングケアラーの相談窓口となっているのはどこか確認してみましょう。

【ヤングケアラーの存在に気付くためのチェックポイント】(学校教育)

学校生活の様子	他者との関わり	家庭に関する情報
<input type="checkbox"/> 欠席、遅刻、早退が多い <input type="checkbox"/> 不登校である <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしている <input type="checkbox"/> 提出物が遅れがちである <input type="checkbox"/> 持ち物がそろわない <input type="checkbox"/> 優等生でいつも頑張っている <input type="checkbox"/> しっかりしすぎている <input type="checkbox"/> 服装が乱れている	<input type="checkbox"/> 子ども同士より大人と話が合う <input type="checkbox"/> 周囲の人気に気を遣いすぎる	<input type="checkbox"/> 児童生徒からの相談 <input type="checkbox"/> 家庭訪問や生活ノート等にケアをしていると記載がある <input type="checkbox"/> 保護者が授業参観や面談に来ない <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしている

【ヤングケアラーの存在に気付くためのチェックポイント】(社会教育)

<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
<input type="checkbox"/> 日常の家事をしている姿を見かけることがある
<input type="checkbox"/> 学校へ行っているべき時間に学校以外で姿を見かけることがある
<input type="checkbox"/> 毎日のようにスーパーで買い物をしている
<input type="checkbox"/> 日常の家事をしている姿を見かけることがある
<input type="checkbox"/> 自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している
<input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていないことが多い（季節に合わない服装）
<input type="checkbox"/> 友達と遊んでいる姿あまり見かけない
<input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしていることがある
<input type="checkbox"/> ごみ問題が発生している

〔参考資料〕有限責任監査法人トーマツ

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担うこどもを地域で支えるために～」(厚生労働省令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究」) (令和4年3月)

資料作成委員

西条市立氷見小学校	教諭	久保 真紀
東温市立川上小学校	教頭	齋宮 美紀
伊方町立三崎小学校	教諭	速水 和寛
今治市立桜井中学校	教諭	土井 翔司
砥部町立砥部中学校	教頭	新田 敏之
八幡浜市立愛宕中学校	教諭	磯崎 香里
愛媛県立西条高等学校	教諭	井上 幹夫
愛媛県立今治北高等学校	教諭	田坂 泰之
愛媛県立松山工業高等学校	教諭	吉田 亮一
今治市市民環境部市民参画課	人権教育指導員	藤井 克也
松前町教育委員会社会教育課	社会教育指導員	小笠原 義
大洲市総務部人権啓発課	課長補佐	谷本 寿幸

なお、人権教育課においては、次の者が本書の編集にあたった。

課長	佐々木 直	主幹	渡部 和宏
係長	竹繩 浩二	担当係長	深沼 輝彦
担当係長	田村耕一郎	指導主事	清家 秀樹
指導主事	福山 裕章	指導主事	河中 辰仁
指導主事	月岡 俊	指導主事	楠岡 誠
専門員	青野 礼		

人権・同和教育資料

人権・同和教育推進のための研修資料

発行 令和7年3月

編集者・発行者 愛媛県教育委員会人権教育課

